

都市計画法第29条許可申請手続き(フロー図)

1. 事前審査願提出【毎月15日締切】



事前審査願 10部 + 位置図・土地利用計画図 (A4両面コピー) 1部

(守山市開発行為指導審査会で審査【毎月26日前後】)



2. 審査結果通知【翌月10日頃】



3. 市、県、北消防署の関係各課等と協議 (協議書2部)



※官民境界確定、道路、河川等の占用許可、県、市等関係機関との協議終了後

【公共施設がある場合】

既存：都市計画法第32条同意申請 (正副2部) → 公共施設所管課に提出

新設：都市計画法第32条協議申請 (正副2部) → 開発調整課に提出



4. 29条開発許可申請 (正副2部) 調整区域内農地の場合 → 農地転用許可同時申請



市街化区域内農地の場合 → 農地転用届出

5. 開発許可書交付



6. 工事着手届提出 (1部)



7. 工事施工 (造成工事、公共施設工事、その他付帯工事)



8. 工事完了届提出 (1部) (公共施設のある場合は、公共施設工事完了届提出※)



※開発調整課1部 (全公共施設)、各所管課1部 (各公共施設)

9. 完了検査 (手直し等の指示がある場合あり)



【公共施設がある場合】

引継書類および登記関係書類を各所管課に提出、受領書の写しを開発調整課に提出



10. 検査済証交付 (公共施設検査済証同時交付)



11. 完了公告 (開発行為完了)



12. 建築工事着手 (開発行為指導要綱に基づく検査対象がある場合、建築完了後検査)